

一般社団法人福岡県臨床心理士会 倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、一般社団法人福岡県臨床心理士会（以下「本会」という）定款11条2項に基づき、本会会員（以下「会員」という。）である臨床心理士に関する倫理問題への対応について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本規程は日本臨床心理士会倫理綱領に基づき、会員が行う臨床心理にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

第3条 本会は、第2条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設け、会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき倫理綱領を別に定める。

(委員会の業務)

第4条 委員会は前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (2) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及び処遇案の答申
- (3) 本会への倫理に関する問い合わせへの対応
- (4) 本規程および倫理綱領等の作成、改廃に関する審議
- (5) その他、会長が必要と認める業務

(秘密の保持)

第5条 委員及び事務局職員は、前条の業務を遂行するにあたり、知り得た秘密を厳守し、個人情報等を漏洩してはならない。委員退任後及び事務局職員退職後も同様とする。ただし、委員会の職務遂行に必要な事柄については、この限りではない。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、会長より指名され、理事会により承認された会員ないし外部の有識者、若干名をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長は委員委嘱後、開催される最初の委員会において互選する。
- 3 委員会の委員数は理事会で定める。
- 4 委員長は必要に応じて、委員の増員を理事会に要請することができる。
- 5 委員の任期は2年間とする。再任は三期までとする。委員に特段の事由が生じた場合、会長はその任を解くことができる。交代の委員は、前任の委員の残任期間とする。

(委員会の運営)

第7条 委員長は委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員会の議決は出席委員の過半数で決定する。同数の場合は委員長の判断で決定する。
- 4 委員長が事故や疾患などによって職務を全うできない場合は、副委員長が委員長職務を代行して行う。

(委員会の調査)

第8条 委員会は、本規程第4条(2)に定める業務における事実確認のため必要と認められた場合は、調査を行うことができる。

- 2 調査の手順については別に定める。

(委員会の報告)

- 第9条 定款11条2項に定める業務については、委員会は会長から処遇案の答申を付託された場合、委員会の審議を経て迅速に処遇案を答申しなければならない。
- 2 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、厳重注意、教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止、退会勧告及び本会定款9条に定める除名のうち一つ又は二つ以上とし、処遇を公表すべきか否かを含むものとする。
- 3 上記以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告する。

(処遇)

- 第10条 最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって、承認を得た後、会長がこれを行う。
- 2 処遇を決定された会員が、処遇に従わない場合には、当該処遇を含め、前項に定める手続きにより、再度の処遇を決定する。

(処遇の公表)

- 第11条 理事会は、前条で決定された処遇を本会ホームページ等において公表するほか、必要に応じて関係機関に通知することができる。
- 2 公表の内容、方法及び期間については、理事会が決定する。

(委員会の運用)

- 第12条 委員長は理事会の承認を経て、当該委員会の運用上の内規を定めることができる。

(規程の改廃)

- 第13条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、本理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附則

(施行期日)

- 本規定は2019年10月22日から施行する。
- 本規定は2020年1月13日から施行する。
- 本規定は2023年6月25日から施行する。
- 本規定は2024年4月28日から施行する。